

四日市市立小中学校における学習者用タブレット端末等の使用及び管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、四日市市立小中学校（以下、「市立学校」という。）において、学習活動に用いる学習者用タブレット端末及びその付属品（以下、「タブレット端末等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 タブレット端末等は、市立学校に在籍する児童生徒の学習の質の向上及び学習の内容の定着、学校と家庭との情報共有に資することを目的として利用するものとする。

2 タブレット端末等には、前項の目的に必要な設定及びセキュリティ対策を講じるものとする。

(管理責任者)

第3条 市立学校の校長は、タブレット端末等の管理責任者として、次の各号に掲げる業務を行ふ。

- (1) タブレット端末等の管理状況を常に明らかにし、校務支援システム上に管理台帳を備えること。
- (2) タブレット端末等の使用状況を把握し、使用者等（市立学校に在籍する児童生徒及びその保護者をいう。以下同じ。）が適正に使用するための指導及び助言を行うこと。
- (3) タブレット端末等の管理状況に変更が生じたときは、管理台帳に記載するとともに、教育委員会に報告すること。
- (4) タブレット端末等に障害、事故等が発生したときは、直ちに教育委員会に報告すること。

(利用確認書)

第4条 使用者等は、タブレット端末等の使用にあたり、タブレット端末等の利用確認書を校長に提出しなければならない。

(使用期間)

第5条 タブレット端末等の使用期間は、使用開始決定日から卒業認定日前3月以内で校長が定める日（以下「使用期間終了日」という。）までとする。

(使用者等の責務)

第6条 使用者等は、タブレット端末等が市立学校における児童生徒の学習活動に必要不可欠な教具であることを自覚し、大切に取り扱わなければならない。

2 使用者等は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) タブレット端末等を故意に廃棄し、又は破損すること。
- (2) タブレット端末等を売却し、又は担保権を設定すること。
- (3) タブレット端末等を使用者等以外の者（使用者を指導する教職員を除く。）に使用させ、又は転貸すること。
- (4) タブレット端末等を学習活動及び学校活動、学校と家庭との情報共有以外に使用すること。
- (5) タブレット端末等に装飾等を行い、従前の状態に戻せないようにすること。

(6) その他教育委員会及び校長が定める使用に関するルールに反する行為を行うこと。

第7条 使用者等は、タブレット端末等が自己の個人情報等を保存していること、インターネットに接続していること等を自覚し、次の各号に掲げる操作を行ってはならない。

(1) 本端末を使用して利用するシステムの個人ID、パスワードの漏洩

(2) 個人的なアカウント、メールサービス、クラウドサービス等、及びソーシャルネットワークサービス（SNS）の利用

(3) 必要のない個人情報等の入力

(4) 学習上必要のないインターネットサイトの閲覧

(5) 使用者等によるハードウェア、ソフトウェアの設定変更、及びタブレット端末に設定されている機能制限の解除

(6) その他情報セキュリティに脅威を及ぼすおそれがある行為

2 教育委員会及び校長は、タブレット端末等の適正な利用のために必要があるときは、タブレット端末等の操作、入力、アクセス等に関する一切の履歴を確認することができる。

(家庭学習等における責務)

第8条 使用者等は、自宅等における家庭学習等（以下「家庭学習等」）にタブレット端末等を使用する場合においても、前2条の規定を遵守しなければならない。

2 使用者等は、家庭学習等におけるタブレット端末等の使用にあたり、次に掲げる経費を負担するものとする。

(1) タブレット端末等の充電に係る経費

(2) インターネット接続のための通信に係る経費

(使用の制限又は停止)

第9条 校長は、第6条及び第7条に規定する禁止行為を行った使用者等に対し、適正使用のための指導をしなければならない。

2 前項の指導後も改善が図られない場合は、校長は、当該使用者等に対し、タブレット端末等の使用を制限し、又は停止することができる。

(障害又は事故)

第10条 使用者等は、次の各号に掲げる障害又は事故等が発生したときは、ただちに校長に報告しなければならない。

(1) タブレット端末等を毀損若しくは紛失したとき、又は盗難にあったとき。

(2) 個人ID、パスワードが第三者に漏洩した可能性があるとき。

(3) タブレット端末等が正常に作動しなくなったとき。

(4) タブレット端末等のデータの改ざん、抹消、不正使用、不正アクセス、ウイルスの侵入等、又はそれらの恐れのあるとき。

2 校長は、前項各号の報告があったときは、ただちに教育委員会に報告するとともに、被害の発生を防止するために適切な措置を講じなければならない。

(費用弁償)

第11条 使用者等の故意又は重大な過失による破損、紛失、売却等その他の理由で、タブレット端末等の全部又は一部が使用できなくなった場合、使用者等は、これを原状回復するた

めの費用を弁償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めることは、弁償金額を減額し、又は免除することができる。

(損害賠償)

第12条 タブレット端末等の使用にあたり、使用者等の責に帰すべき事由により教育委員会又は第三者に損害が生じた場合には、使用者等は、その損害を賠償する責任を負う。

2 タブレット端末等の使用にあたり、使用者等の故意又は過失により個人情報の漏えい等の事故が生じた場合は、市は、その責任を負わないものとする。

(使用の終了)

第13条 教育委員会は、第5条に規定する使用期間中であっても、次の各号に掲げる事由に該当するときは、タブレット端末等の使用を終了することができる。

(1) 使用者が、市立学校の児童生徒でなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、タブレット端末等の管理運営において特別な事情が生じたとき。

(タブレット端末等の返却)

第14条 使用者等は、第5条に規定する使用期間終了日までに、タブレット端末等を返却しなければならない。

2 使用者等は、前条による使用の終了があった場合は、教育委員会が別に定める日までにタブレット端末等を返却しなければならない。

3 使用者等がタブレット端末等を前2項の返却日までに返却せず、教育委員会からの督促にも応じない場合は、使用者等は、タブレット端末等の価額を弁償しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、タブレット端末等の使用に関する必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。